様式第12号（第15条関係）

栗原市（環）指令第３３１５号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　宮城県栗原市鶯沢南郷北沢向３番地の４
氏　　名　菅原産業細倉運輸株式会社　代表取締役　菅原　澄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の許可を受けた者であることを証する。

栗原市長　佐　藤　　智

許可の年月日　令和８年２月２０日

許可の有効期間　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

１　事業の範囲

事　業　の　区　分　：　一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物の種類　：　可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ

２　許可の条件

(1)　許可の区域は、栗原市全域とする。
(2)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及びその他関係する法令を遵守すること。
(3)　一般廃棄物の収集運搬に当たっては一般廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。
　また、悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
(4)　一般廃棄物の収集運搬業務の実績報告書を月別に作成し、翌月の５日までに栗原市長あて提出すること。
(5)　この申請に基づき許可した一般廃棄物の収集運搬は産業廃棄物及び栗原市外の一般廃棄物との混載は、これを禁ずる。
(6)　栗原市クリーンセンターを使用する場合は、当該施設の使用許可を受け、その指示に従うこと。
(7)　これらに違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の３第１項及び第７条の４第２項により事業の停止又は許可の取消しをする場合もある。なお、同法第７条の４第１項に該当する場合は、許可を取消す。
(8)　申請に基づき許可した事業の範囲以外の一般廃棄物の収集運搬を禁ずる。また、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに変更申請のうえ許可を受けること。
(9)　引き続きこの業を行う場合は、許可の有効期間満了１箇月前まで申請すること。